

(様式第2号)

監委第108号
令和8年2月10日

太田市長 穂積昌信様
太田市議会議長 星野一広様

太田市監査委員 長瀬裕一
太田市監査委員 矢部伸幸

定期監査結果報告書

(秘書室・都市政策部・行政事業部・議会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の基準 太田市監査基準

2 監査の種類 定期監査

3 監査の対象 秘書室

都市政策部（都市計画課、建築指導課、市街地整備課、まちづくり推進課、
道路整備課、道路保全課、建築住宅課、下水道課）
行政事業部（事業管理課、花と緑の課、用地企画課）
議会事務局（議会総務課）

4 監査の着眼点
(1) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
(2) 補助金等の事務は適正か。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和7年度（監査基準日：令和7年11月30日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

（2）監査の期間

令和7年12月25日から令和8年1月15日まで

6 監査の結果

秘書室・都市政策部・行政事業部・議会事務局における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

ただし、事務処理において一部留意すべき事項が見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

監査の結果については以上のとおりであるが、今回の監査について次のとおり意見を付記する。

秘書室においては、市長・副市長の効率的な仕事に繋げるという基本を忘れず、その中で各所属との橋渡し役として、互いに情報や意見を伝えあう良い関係を構築し、そのことが業務改革や市役所全体の政策推進の動きに繋がるよう意識しながら業務を行ってもらいたい。

都市政策部は、本市の住みやすさに直結する部署であり、インフラの整備とその機能維持という、安心して暮らせるまちづくりにとって大変重要な部分を担っている。整備について計画に則って着実に進めるとともに、メンテナンスについては、定期的なものだけでなく、突発的な事故や自然災害へも対応できるような計画を作つておくことが大切である。また、太田発の新しいアイデアを積極的に県や国、業界に訴えるなど、市民の要望に応えるべく、前向きな発想で取り組まれることを望むものである。

行政事業部では、行政管理公社事務を兼業し、少ない職員で多岐にわたる広範な業務を担つてのことから、職員の健康管理やスケジュール管理をはじめ、業務委託など全体のマネジメントが必須であるとともに、個々の職員への意識づけも大変に重要であると感じた。引き続き働きやすい環境を整えるとともに、効率的で質の高い業務を目指して取り組んでもらいたい。

議会事務局は、議会を円滑に進めるための役割だけでなく、今後は、いかに議会の情報をより多くの市民に伝えていくか、市民にとって身近な市議会となるにはどうしたらよいかを考え、取り組まれることを望むものである。